

一般社団法人電気管理技術者協同機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人電気管理技術者協同機構（略称、社団法人電管協）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、自家用電気工作物設置者の委託を受けて電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を行う電気管理技術者の技術の向上と事業の発展を図ることにより、電気の保安を確保し、もって、社員の社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気管理業務に関する情報の収集及び公開、機関誌の発行並びに講習会の開催
- (2) 自家用電気工作物の維持管理技術に関する調査、研究
- (3) 会員相互の連絡、提携の媒介
- (4) 関係諸官庁との折衝及び意見具申
- (5) 電気保安管理業務の受託拡大の推進
- (6) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社員

(入会)

第6条 本法人の社員になろうとする者は、別に理事会で定める入会金を添えて所定の入会申請書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 社員は、別に理事会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(社員の職務)

第8条 社員は、社員総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

(退会)

第9条 社員が本法人を退会しようとするときは、30日前までに理由を付して理事会に退会届を提出しなければならない。

- 2 社員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 成年被後見人、又は被補佐人となったとき
- (2) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当するときは、除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会費を6ヶ月以上にわたり滞納したとき

2 社員を除名する場合は、社員総会において総社員の4分の3以上の賛成によらなければならない。

3 前項の社員総会は、10日前までに通知するとともに、当該社員に弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、社員がその資格を喪失しても既に納入した拠出金品は返還しない。

(権利停止)

第12条 社員が正当の理由なく6ヶ月以上会費を納入しないときは、理事会の決定を得て権利を停止することができる。

第3章 役員

(役員)

第13条 本法人に、理事12名以上16名以内及び監事2名を置く。

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 理事並びに監事は、別に定めるところにより社員の中から社員総会で選出する。

2 理事長及び副理事長は、選任された理事の互選により選出する。

3 理事、監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長及び副理事長が欠けたときは、速やかに理事の互選により選任する。

4 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

5 監事は、本法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 理事が社員総会に提出しようとする議案及び書類を調査すること

(4) 前項の調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、社員総会において調査の結果を報告すること

(5) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、社員総会においてその旨を報告すること

(6) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会を招集すること

(役員任期)

第16条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期中に社員資格を喪失した役員は、その資格を失うものとする。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の出席者の3分の2以上の賛成により当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(社員総会の構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

(社員総会の種別)

第19条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(社員総会の権能)

第20条 社員総会は、本法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、次の各号並びに会務について理事長の諮問に応じて評議し、法人の運営に関する事項を議決する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 定款の制定及び変更に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 法人の合併、解散に関する事項

(5) その他理事会が必要と認める事項

(社員総会の開催)

第21条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 社員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第15条第5項第6号の規定により、監事から開催の請求があったとき

(社員総会の招集)

第22条 社員総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、10日前までに各社員に通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第23条 定時社員総会の議長は理事長とし、理事長に事故ある場合は、副理事長又はあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たる。ただし、第21条第2項の規定による臨時社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(社員総会の定足数)

第24条 社員総会は、社員の過半数の出席（委任状による出席を含む。）がなければ開会することができない。

(社員総会の書面表決及び委任表決)

第25条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面をもって表決をなし、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会の議決)

第26条 社員総会の議決は、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会の議事録)

第27条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員にその要旨を報告しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席した構成員の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び決議事項の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会により議決した事項の執行に関すること
- (2) 社員総会に付議すべき事項を決定すること
- (3) その他の会務の執行に関する事項
- (4) 理事長が必要と認めた事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故ある場合は、副理事長又はあらかじめ定めた順序により他の理事の中から選出する。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決及び委任表決)

第34条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決をなし、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

第5章 基金

(基金の総額)

第36条 本法人の基金の総額は、金300万円とする。

(現物拠出)

第37条 基金のうち現物拠出が存在する場合には、別紙現物拠出目録記載により拠出されるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第38条 基金は、定時社員総会で別途決議した場合を除き、解散まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第39条 基金は、定時社員総会で法令の定めに従って返還することを決議した場合において、当該社員総会の日の後、理事会の決定する日に拠出者に返還する。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第41条 本法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第42条 本法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第45条 本法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

(特別会計)

第46条 本法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差益の処分)

第47条 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、その全部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(長期借入金)

第48条 本法人は借入金をしようとするときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

(事業年度)

第49条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 委員会

(設置等)

第50条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。

2 職員は、理事会の同意を得て理事長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第52条 本法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 役員の名簿並びに職員の名簿及び履歴書

(4) 財産目録

(5) 資産台帳及び負債台帳

(6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

(8) 収支予算書及び事業計画書

(9) 収支決算書及び事業報告書

(10) 貸借対照表

(11) 正味財産増減計算書

(12) その他必要な書類及び帳簿

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款を変更するには、社員総会において、社員の半数以上の出席があり、社員の議決権の4分の3以上の賛成がなければならない。

(解散)

第54条 本法人の解散は、理事会の議を経て、社員の4分の3以上の賛成による社員総会の決議によらなければならない。

2 本法人の解散に伴う残余財産は、基金の拠出者に拠出額を返還した後、前項に定める方法により、本法人の目的に類似の事業団体に寄付するものとする。

第10章 補 則

(最初の事業年度)

第55条 本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から2010年3月31日までとする。

(最初の社員)

第56条 第18条の定めにかかわらず、本法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所 神奈川県小田原市酒匂1丁目8番地14号

氏名 杉本光司

住所 埼玉県飯能市美杉台3丁目27番地7号

氏名 西 孝昭

住所 千葉県四街道市つくし座2丁目8番地1号

氏名 小高泰雄

(最初の役員)

第57条 第14条の定めにかかわらず、本法人の当初の役員は次のとおりとする。

(理事長)

氏名 杉本光司

(副理事長)

氏名 西 孝昭

氏名 小高泰雄

(理事)

氏名 安達照男

氏名 井出勝美

氏名 金子幸弘

氏名 関谷桂佐三

氏名 手倉森忠行

氏名 吉田祐一

氏名 藁科 誠

氏名 番場一郎

氏名 森川常雄

氏名 山里 修

氏名 吉川房雄

(監事)

氏名 石田義直

氏名 瀬戸一三

2 第16条の定めにかかわらず、前項掲記の最初の役員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

第58条 本法人の設立により、有限責任中間法人電気管理技術者協同機構の会員及び全財産は、本法人が継承する。

第59条 この定款の規定にない事項は、社団法人法その他の法令によるものとする。

(細則)

第60条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

以上、一般社団法人電気管理技術者協同機構を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

2009年 月 日

社員 印

社員 印

社員 印